

# 地球環境

# 地球環境の現況と課題

# 1 地球温暖化

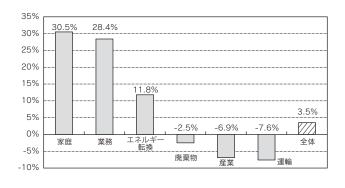
「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が平成19年に発表した「第4次評価報告書」では、現在進行している地球温暖化は、18世紀半ばの産業革命以降の化石燃料の使用による二酸化炭素の排出、農業によるメタンや一酸化二窒素の排出など、私たち人類の活動が原因である可能性が非常に高いとしています。また、この地球温暖化の影響について、今世紀末までに地球の平均気温が最大で6.4°C上昇する可能性があり、これに伴い水資源や生態系、食料生産などへの悪影響、人間の健康被害など、広範な分野に影響が及ぶと予測しています。

地球温暖化問題は1980年代から国際的に注目されはじめ、平成4年には「気候変動枠組条約」が採択され、毎年締約国会議が開催されています。平成9年に京都で開催された「第3回締約国会議(COP3)」では、先進国全体の温室効果ガス排出量を、平成20年から平成24年までの第1約束期間に、基準年対比で少なくとも5%削減することを目的とした「京都議定書」が採択されました。この中でわが国については6%の削減が定められています。

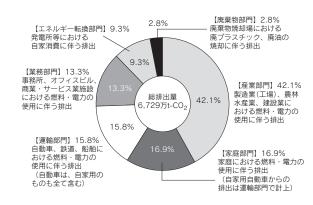
また、平成23年に南アフリカのダーバンで開催された「第17回締約国会議(COP 17)」において、京都議定書の延長、及び同議定書に代わるすべての主要国が参加する新たな枠組みを2020年(平成32年)に発効させることなどを内容とする「ダーバン合意」が採択されました。わが国は、京都議定書第2約束期間には参加しないこととし、削減義務を負わないこととなりますが、引き続き、地球温暖化問題解決のため、最大限の努力を行うこととしています。

2009年度(平成21年度)の県内の二酸化炭素排出量(速報値)は6,729万t-CO2で、基準年(1990年(平成2年))と比較すると3.5%の増加となっています。また、部門別の構成比では、産業部門が42.1%と最も高くなっていますが、基準年(1990年(平成2年))からの伸び率では、家庭部門と業務部門が、それぞれ30.5%、28.4%と高い伸びを示しており、これらの部門における対策の強化が重要です。

#### ▶図2-7-1 二酸化炭素排出量(2009年度(平成21年度) 速報値)の対1990年(平成2年)比部門別伸び率



#### ▶図2-7-2 二酸化炭素排出量(2009年度(平成21年度) 凍報値)の部門別構成比



\*基準年:二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990年。代替フロン等3ガス(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄)については1995年とすることも認められたため、我が国は1995年を選択している。 \*構成比:小数点第二位以下を四捨五入しているため、構成比の合計が100%になっておりません。

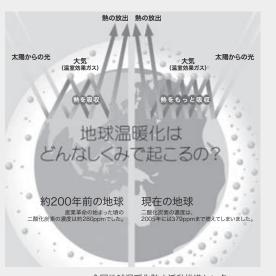
2-7

# コラム 地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽から送られてくる熱(日射)と、その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出される熱との バランスにより定まっています。

地球を取り巻く大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表から宇宙に向かって放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約  $14^{\circ}$  に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴い、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に燃やすようになったため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急激に増加しました。現在では、温室効果ガスの人為的な排出量は自然の吸収量の約2倍に達し、大気中の温室効果ガスの濃度も産業革命以前の280ppm程度から、380ppm程度に上昇しています。その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が強まり、地球の気温が全体的に上昇しています。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。



全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト(http://www.jccca.org/)より

#### 2 オゾン層の破壊

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。しかしながら、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、著しく減少しています。特に南極域上空ではオゾンの減少が激しく、オゾン層に穴があいたように見えるため「オゾンホール」と呼ばれています。オゾンホールは、昭和55年頃から現れるようになり、平成4年以降は大規模なものが出現しています。

オゾン層保護のため、昭和60年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、昭和62年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、議定書締約国ではフロン類等の生産や輸入を制限し、順次削減を行っています。日本でも、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」が制定され、ハロン、CFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産が全廃されました。また、HCFCについては平成32年に生産を全廃することが決定しています。

フロン類の回収については、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が公布され、平成14年4月に施行されました。この法律により、業務用冷凍空調機器などからのフロン類の回収が行われています。また、家庭用冷蔵庫・家庭用エアコンについては「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、使用済自動車のカーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」によりフロン類の回収が行われています。

# 3 酸性雨

酸性雨は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等が大気中で硫酸、硝酸等に化学変化し、雨・雪・霧などに溶け込んだ形で降下したり、ガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象のことです。

欧米を中心に酸性雨が原因と思われる森林の立ち枯れや湖沼、土壌の酸性度の上昇等生態系への影響をは じめ、建造物の劣化や人体への影響が懸念されています。県内においては、昭和49年夏に酸性雨によると みられる目の刺激等の人体被害が出ています。

東アジア地域での経済発展に伴う酸性雨原因物質の増加に対処するため、平成10年に「東アジア酸性雨 モニタリングネットワークに関する第1回政府間会合」が開催され、約2年の試行を経てネットワークの本 格稼動が開始されました。現在、13か国が参加し、酸性雨のモニタリングなどに取り組んでいます。

# 2 地球環境保全に関する県の取組

# 1 地球温暖化対策の推進【地球温暖化対策課、環境計画課、森林再生課】

県は、一層の温暖化対策の強化を図るため、平成21年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。また、同条例に基づき新たに「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定(平成22年3月)し、温室効果ガスの中期目標(2020年)を掲げるとともに、目標達成に向けた県の施策体系を定めました。

さらに、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針、目標を定めた「事務事業 温室効果ガス排出抑制計画」を策定しました。

この条例と2つの計画に基づき、計画的な地球温暖化対策に取り組んでいます。

#### 神奈川県地球温暖化対策推進条例

平成21年7月に県は、「化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的とした「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

条例の基本的な考え方は、①事業者や県民など各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組みを促すこと、②各主体相互の連携・協働を促すこと、③本県の環境問題に関する経験や技術の集積など先進性や優位性を活用すること、の3点です。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務づける「温暖化対策計画書制度」を創設するとともに、新エネルギー等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出のより少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策、温暖化対策教育の推進などについて、県や県民・事業者等の役割や責務を明らかにしています。



神奈川県地球温暖化対策推進条例 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6701/p20531.html

#### 神奈川県地球温暖化対策計画

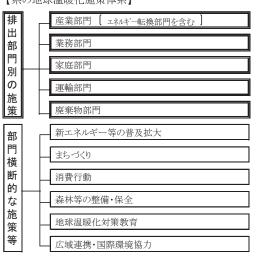
神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成22年3月に策定しました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」としても位置づけています。

計画期間は、2010年度から2020年度までの11年間とし、計画の目標としては、国の中期目標の達成に地域から貢献するという視点から、全ての主体の自主的な取組みを促し、温室効果ガスの削減に向けて目指すべき目標として、「2020年の温室効果ガスの総排出量を1990年比で25%削減することを目指す。」とする中期目標を設定しています。

また、目標を達成するための具体的な施策については、部門ごとの課題に応じた適切な施策を講じる観点から、現時点で県として取り組むべきと考える施策を、産業・家庭・運輸などの「排出部門別の施策」と、新エネルギー・まちづくりなどの「部門横断的な施策等」に分けて体系化するとともに、今後新たに取り組むものや、施策の充実・強化を図る必要があるものなどを、8つの「重点的な取組み」として位置づけています。

なお、地球温暖化に関する国内外の動向を踏まえ、中期目標の達成に向けた国の対策の具体的な内容やその効果などが示された後に、県の施策の追加や見直しを検討することとしています。

【県の地球温暖化施策体系】



#### 【8つの重点的な取組み】

①事業活動における地球温 暖化対策の推進	⑤森林や緑地の整備・保全
②建築物における地球温暖 化対策の推進	⑥電気自動車 (EV) など 環境性能に優れた自動車 の普及
③低炭素型のまちづくり	<ul><li>⑦「見える化」「インセン ティブ化」によるライフ スタイルの転換</li></ul>
④太陽光発電など新エネル ギー等の普及拡大	⑧温暖化対策教育の推進



神奈川県地球温暖化対策計画

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6701/p20525.html

#### 条例・計画に基づく取組

#### ■ 事業活動における地球温暖化対策の推進

#### ○事業活動温暖化対策計画書制度の実施

県では、工場や事業場を設置している一定規模以上の大規模事業者に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する事業活動温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。

・対象 原油換算エネルギー使用量が $1,500k\ell$ /年以上又は100台以上の自動車を使用する事業者 ※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。(フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。)



事業活動温暖化対策計画書制度

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6674/

# 地球環境

#### ○中小規模事業者の省エネルギー対策への支援

中小規模事業者は、一般的に、情報、人材、資金の不足などから、地球温暖化対策が遅れている傾向にあ ると考えられます。そこで、県では、中小規模事業者を対象とした、省エネルギー対策に関する相談や診断 事業を実施しています。



中小規模事業者省エネルギー対策支援 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7226/

#### ○かながわ地球温暖化対策大賞

県では、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガスの排出削減に寄与する優れた取組みを 表彰する「かながわ地球温暖化対策大賞」を平成22年度に創設しました。

平成22年度は、合計26者から応募があり、「かながわ地球温暖化対策大賞審査会」の審査を経て、次の とおり温室効果ガス削減実績部門10者、温室効果ガス削減技術開発部門5者の計15者を表彰しました。

	受 賞 者	功績の名称		
温室効果ガス製	オーディーケー特定目的会社	みなとみらいセンタービルの建設		
	麒麟麦酒株式会社 横浜工場	ガスエンジンコージェネレーションシステム等の導入		
	桐蔭横浜大学 【推薦】清水建設株式会社	桐蔭横浜大学 大学中央棟の建設		
	東京ガス株式会社	東京ガス港北ニュータウンビル省エネルギー改修工事		
	東京電力株式会社 神奈川支店	電気自動車(EV)の率先導入		
ス削減実績部門	日産自動車株式会社	日産自動車グローバル本社の建設		
績部	日本電気株式会社	NEC玉川ソリューションセンターの建設		
門	株式会社プロロジス	プロロジスパーク座間Iの建設		
	万葉倶楽部株式会社	地球にやさしい温浴施設プロジェクト		
	株式会社リガルジョイント	冷温水空調蓄熱システムの導入やオゾン殺菌処理技術を活用した雨水の再利用等		
温室効	株式会社アルバック 【推薦】茅ヶ崎市	太陽光発電を活用した電気自動車用急速充電システムの開発		
温室効果ガス削減技術開発部門	J F E スチール株式会社 東日本製鉄所	「新型シャフト炉」による低CO2製鉄技術の開発		
	積水ハウス株式会社 神奈川営業本部	「グリーンファーストLED-かながわ」の発売		
	株式会社ノジマ	業界初、白熱球の店頭取扱の中止		
	富士ゼロックス株式会社 海老名事業所	省エネと利便性を両立したRealGreen I H定着技術の開発		



かながわ地球温暖化対策大賞 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160278/

#### ■ 建築物における地球温暖化対策の推進・

#### ○建築物温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施と評価結果等を記載した計画書の提出、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務づけ、それを県が公表する建築物温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。

・対象 新築、改築又は増築に係る延べ床面積が5,000㎡を超える建築物



建築物温暖化対策計画書制度

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6675/

#### ■ 低炭素型のまちづくり -

#### ○ 特定開発事業温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の開発事業を行う事業者に、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する特定開発事業温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。

・対象 10,000㎡以上の区域において、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築を目的とする開発 事業



特定開発事業温暖化対策計画書制度

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6676/

#### ■ 新エネルギー等の普及拡大

#### ○ 住宅用太陽光発電設置への補助

本県の家庭部門における二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、1990年との比較でも約30%程度増加しています(平成21年度速報値)。そこで、家庭部門の温暖化対策の一層の推進を図るため、県では、平成21年度に、県内のすべての市町村と連携した住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度を創設しました。すべての市町村で補助制度が整うのは全国初で、平成21年度からは、大幅に導入量が伸びており、平成22年度の導入量は過去最高の9,271件(31,953kW)となっています。



今日から我が家も発電所 - 太陽光発電を設置しよう! - http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6705/

#### ○ 計画書制度による新エネルギー等の導入促進

一定規模以上の建築物の新築又は増改築をする場合や、一定規模以上の開発事業を行う場合には、建築物温暖化対策計画書制度及び特定開発事業温暖化対策計画書制度において、太陽光発電設備の導入など新エネルギー等の活用の検討を義務づけています。

#### ○ 太陽光発電設備を設置した家屋の不動産取得税の減免

太陽光発電設備(建材型ソーラーパネルに限る。)を設置した家屋を建築により取得した場合において不動産取得税の減免措置を講じています(平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の取得に限る。)。平成22年度の減免措置適用件数は、31件(軽減額合計約454万円)となっています。

#### ○ 新エネルギーについての普及啓発

県では、ホームページ等を活用して新エネルギーに関する情報提供を行っています。特に本県の自然条件に適した太陽光発電については、メーカーやNPO等の協力を得て、仕組みや設置効果、設置費用などを紹介するホームページ「今日から我が家も発電所」を開設しているほか、イベントへの出展や県庁内でのパネル展示等による普及啓発を行っています。



神奈川県の新エネルギーに対する取組み http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6704/

#### ■ 森林の整備・保全等の推進 -

県は、水源保全地域内の荒廃した私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組むととも に、県産木材の有効活用の促進を図るため、生産・加工・消費にわたり、総合的な取組を行っています。

#### ■「見える化」「インセンティブ化」によるライフスタイルの転換

#### ○商品・サービスのCО₂の「見える化」の推進

県では、各家庭において電気やガスなどの使用によって排出されるCO2を把握し、分かりやすく「見える化」するため、インターネット上に環境家計簿「エコボ」を設け活用を促進しています。また、日常生活の中でよりCO2排出量の少ない商品やサービスを選択できるよう、「エコマーク」や「省エネラベル」「カーボンフットプリント」などの「環境ラベル」の普及に取り組んでいます。

#### ○マイアジェンダ制度の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議が推進する「新アジェンダ21かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録・公表することにより、環境に配慮した行動を起こし、社会全体に環境の「環」を広げていく「マイアジェンダ登録」を呼びかけています。平成17年6月にはケニアの元環境副大臣のマータイさんが進める"もったいない運動"に賛同し、「マイアジェンダ登録」の個人向けの入門編とも言える「マイアジェンダ登録"もったいないバージョン"(もったいない登録)」を設けて登録の促進を図っています。これには、県内の企業等にもご賛同いただき、企業ぐるみで取り組んでいただいた例もあったことから、平成22年度末の個人登録数は、86,985件に達し、平成23年6月には9万件を超える登録数となりました。(団体、企業、行政等を含むマイアジェンダ登録全体では、101,803件(平成23年6月末現在))

#### その他の取組

#### ■ 九都県市\*による地球温暖化対策の推進 -

九都県市首脳会議の環境問題対策委員会では、積極的に温暖化対策に取り組むため、省エネルギー型ライフスタイルへの転換等を呼びかけるキャンペーンや地球温暖化による生態系への影響等生物多様性に関する普及啓発等を実施しました。

\*九都県市:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市。

#### 地球温暖化対策についての県の率先実行

地球温暖化対策推進条例に基づき、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画とし て、平成22年3月に「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定しました。この計画は、「地 球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画(事務事業編)」としても位置づけて います。

そして、この計画では、2020年度に2008年度比で、温室効果ガスの排出量を13%削減するという目標を 設定しています。

削減目標の達成に向けた対策については、庁舎の省エネ改修や電気自動車への転換等の全庁的な取組や知 事部局、企業庁、教育委員会、警察の各エネルギー管理を行う者の主な取組を位置づけています。

なお、今後、国の中期目標について、県の事務事業に関係する産業部門、業務部門等の部門別の削減内訳 等が示された後に、その内容を県の温室効果ガス排出量の状況に当てはめて削減目標や対策について必要な 見直しを行うこととしています。

#### ▶表2-7-1 温室効果ガスの排出状況(2010(平成22)年度)

7 22				
	2008年度(基準年度)(t)	2010年度実績(t)	基準年度比増減量(t)	基準年度比増減率(%)
知事部局	205,857	208,975	3,119	1.51
企業庁	49,532	48,587	△944	△1.91
教育委員会	33,344	34,747	1,402	4.21
警察	64,408	63,664	△744	△1.16
合計	353,141	355,973	2,832	0.80

# ■ 県有施設における施設・整備の省エネルギー改修等

県施設からの二酸化炭素排出量を減らすため、県 では効果的な省エネルギー対策として、県施設への ESCO事業を計画的に導入してきました。平成 17年度からESCO事業を計画的に導入し、平成 20年度までに8施設に導入しました。このうち、 平成21年度末までに2施設において運用を終了し ました。また、平成22年度にESCO事業を導入 している2病院が地方独立行政法人神奈川県立病院 機構の所管となったため、神奈川県としてESCO 事業を運用している施設は4施設となり、当該年度 では 4 施設全体で3,186t-CO2が削減され、一定の 成果を得ることができました。



ESCO事業を導入した生命の星・地球博物館

ESCO事業導入の成果については民間オフィスビルなどへの普及のきっかけとなるよう、ホームページ 等において広く公表していきます。



FSCO事業

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4299/

#### ■ 県有施設における新エネルギー導入 ――

県自らも新エネルギーの率先導入に努めています。

平成22年度は、城山湖ソーラー展望台、県警綾瀬合同 庁舎、水道水質センター、県立図書館に太陽光発電設備 を、中津配水池、葛原配水池に小水力発電設備を設置しま した。



城山湖ソーラー展望台に設置した太陽光発電設備

#### 2 国際環境協力の推進 【環境計画課】

#### ■ 「イクレイ\*(ICLEI) -持続可能性をめざす自治体協議会」への加盟・連携

イクレイは、地域の環境を改善することにより、地球環境の保全を目指す世界の地方自治体が加盟する国際的なネットワークです。県は、平成5年8月にイクレイ日本事務所を介し、イクレイに加盟しました。また、平成16年7月には、イクレイ日本事務所の法人化に伴い、設立時社員(正社員)となるとともに、現在は、法人の理事及び実質的な運営を行う運営委員に就任しています。

\*イクレイ: 平成15年に「国際環境自治体協議会」から改称

#### ■ 神奈川国際環境協力協議会

平成10年に、行政と企業等との連携による国際環境協力を推進するために県が設立した神奈川国際環境協力協議会では、平成18年度にタイのプーケット市立ムアン小学校において、教員に対して太陽光発電システムを活用した環境教育についての研修を実施するとともに、同校に太陽光発電システムを設置し、このシステムを活用した環境教育の実施に関する覚書をプーケット市と締結しました。また、平成19年度から平成21年度まで、フォローアップ事業として、ムアン小学校と、平成15年度に県とNPOの協働で太陽光発電システムを設置した小田原市立大窪小学校との間をインターネットでつなぎ、環境をテーマとした交流会を開催しました。

これらの事業により一定の成果が得られたため、当協議会は、平成22年度をもって解散となりました。



タイの小学校に設置された太陽光発電システム



インターネット交流会の様子

#### ■ 九都県市による国際環境協力の推進

九都県市首脳会議の環境問題対策委員会では、環境分野における国際協力・途上国支援として、JICA 横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、9月にアフリカ諸国から研修員の受け入れを実施しました。県 では、9月9日に環境科学センターにて環境研究、市民活動支援、環境教育などの取組の講義及び施設見学 を実施しました。

## ③ オゾン層保護対策 【大気水質課】

■ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく規制・指導 フロン類の適切な回収・処理を推進するため、県では、フロン類回収業者等に対し、法律に基づく適正な 回収処理を指導しています。

この法律により、業務用冷凍空調機器からフロン類の回収を行おうとする者は、事業者の登録を受けると ともに、フロン類の回収量等の報告を行うことなどが義務づけられています。

▶表2-7-2 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等(平成21年度)

国・県の別	21年度 回収量	20年度末 保管量	計	21年度 破壊量	21年度 再利用	21年度末 保管量	計
神奈川県	239,764	9,694	249,458	215,483	24,082	9,893	249,458
全国	3,601,070	211,826	3,812,896	2,757,388	823,710	231,778	3,812,876

<sup>※</sup>小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。

#### 4 酸性雨の実態把握【環境科学センター】

県では、平成22年度に川崎市、相模原市、藤沢市及び小田原市と共同で、県内主要地点で、雨水の酸性度(pH)や主要な汚染源を究明するための成分分析等の調査を行いました。

平成22年度の調査において、酸性度 (pH) は、前年度と比べて低下しました。

酸性度を高める要因には、硫酸イオンや硝酸イオンなどがありますが、全地点において硫酸イオンの寄与が最大でした。

▶表2-7-3 調査地点の酸性度(pH)の経年変化

調査地点	21年度	22年度
川崎市川崎区	4.8	5.0
相模原市	4.7	4.8
平塚市	4.7	4.9
藤沢市	4.6	5.0
小田原市	4.6	4.5

▶図2-7-3 平成22年度雨水の酸性度(pH)の地域分布図

